

平成31年度第1回清掃審議会

会議録

平成31年4月22日（月）午後2時開会

会場 新潟市役所本館6階 第3委員会室

平成31年度 第1回清掃審議会会議録

日時 平成31年4月22日（月）

午後2時から

会場 新潟市役所本館6階 第3委員会室

- 出席委員 山賀会長、西條委員、住吉委員、関谷委員、西海委員、阿部委員、井下田委員、石本委員、小林委員、鈴木委員、鶴巻委員、渡部委員
- 欠席委員 中澤副会長、石井委員、星島委員
- 事務局 長浜環境部長、鈴木循環社会推進課長、塚本廃棄物対策課長 ほか

1. 開会

- 松本循環社会推進課長補佐（開会挨拶・資料の確認）

- 長浜環境部長挨拶：昨年度末に一般廃棄物処理基本計画の改定について諮問させていただきました。今回から具体的な審議に入っていただきます。現在の予定では、9月に答申をいただく予定であり、ほぼ毎月ご出席いただくこととなります。委員の皆さまにはご負担をおかけしますが、よろしく願いいたします。

4月20日土曜に5月11・12日に開催される「G20 新潟農業大臣会合」に向けたクリーンアップキャンペーンを実施し、市内5会場に市民の皆さまに集まっていただき清掃活動をしました。約700人のご参加をいただき大変ありがたく思っているところです。少し前の調査では、人口あたりの清掃活動に参加する人数は本市が政令市の中で1位でした。新潟市民の皆さまがきれい好きな方が多いということを自慢の一つにしております。

現在の一般廃棄物処理基本計画では、市民・事業者・市の三者が協働してごみを減らし3Rを推進するため四つの基本方針を掲げていますが、次期計画に向けてこれから審議をいただくこととなります。

平成20年6月からの新ごみ減量制度により、約3割のごみの減量を達成したところですが、1人1日あたりの家庭系ごみ量は近年横ばいの状態であり、事業系ごみは若干の増が見られる状況です。事業系ごみは、経済状況が上向くとごみが増えることもありますので、単純に減量が図られれば良いということではありませんが、これからどのようにしていくか課題があるところです。施設につきましても、どのような体制としていくかについても検討しなければならぬ時期に来ています。皆さまには多方面から審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

ごみの減量をどのように考えていくか、資源循環社会をどのように構築していくかということは新潟市にとっても、日本や世界にとっても大きな課題でありますのでよろしくお願いいたします。

- 松本循環社会推進課長補佐：続いて、事務局の担当職員でございます。年度も替わり組織改正もありましたので改めてご紹介いたします。鈴木循環社会推進課長でございます。
- 鈴木循環社会推進課長：鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

- 松本循環社会推進課長補佐：塚本廃棄物対策課長でございます。
- 塚本廃棄物対策課長：塚本です。よろしくお願いいたします。
- 松本循環社会推進課長補佐：それでは、議事に移らせていただきます。本日の会議は 15 名中、現時点で 10 名の委員のご出席がございますので、新潟市清掃審議会規則で規定している委員の定数の半数以上の出席を満たしており、会議が成立していることをご報告させていただきます。
ご発言の際には、マイクのボタンを押しランプが光ったことを確認してからご発言いただくようお願いいたします。
なお、会議録作成のため本審議会は録音させていただいておりますのでご了承ください。この後は、会長より議事を進行していただきたいと思っております。

2. 議事

■議題（1）新潟市の上位計画について

事務局説明

- 山賀会長：今回から本格的な審議となります。前回までは大きな枠の説明でしたが、本日から踏み込んだ内容を説明いただきますので、ご質問やご意見等を活発に出していただければと思います。

それでは、議事を進行させていただきます。議題（1）新潟市の上位計画について事務局から説明をお願いします。

- 鈴木循環社会推進課長：[資料1](#)をご覧ください。3月の清掃審議会におきまして、委員より今回改定する新潟市一般廃棄物処理基本計画について、市の他の計画との関連性について、ご質問をいただきましたので説明いたします。

はじめに、ほとんどの自治体で総合計画と言われる最上位の計画を作ります。本市では平成 27 年 4 月から平成 34 年度まで 8 年間の計画を作りました。計画のポイントを説明します。計画では、三つの都市像を掲げています。一つ目「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」、二つ目「田園と都市が織りなす、環境健康都市」、三つ目「日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市」を掲げており、廃棄物行政については、二つ目「田園と都市が織りなす環境健康都市」の「政策⑥ 人と環境にやさしいにぎわうまち」「施策 20 資源循環社会への取組み・低炭素型まちづくり」と位置づけています。一つ目「資源循環型社会への取組み・低炭素型まちづくり」については、市民・事業者・市の協働による、さらなるごみの分別の徹底や、本市の特徴である田園環境を活かしたバイオマス資源の利活用により循環型社会を構築していくということ、さらに、将来の世代に健全で恵み豊かな環境を引き継ぐため、環境に配慮したライフスタイルへの転換やエネルギーの効率的な利用、再生可能エネルギーの普及など二酸化炭素排出量が少ない低炭素型まちづくりを推進するとしています。低炭素型のまちづくりでは、資源を焼却せずに循環させることであり、資源循環と低炭素のまちづくりは関連性が深いと位置づけております。

新潟市総合計画を最上位の計画として、それぞれの分野で個別の計画があります。一般廃棄物処理基本計画の上位に、平成 27 年 4 月に策定された第 3 次新潟市環境基本計画があります。関連としましては、目指す都市像としている「田園と都市が織りなす、環境健康都市」から派生する施策として循環型社会の創造を掲げており、（1）家庭系ごみを減らす 3 R 運動の推進

と三者協働から（４）収集・処理体制の整備までの４項目を一般廃棄物処理基本計画の基本方針に位置づけています。本市の最上位計画である総合計画から、環境基本計画、その下に一般廃棄物処理基本計画が位置づけられています。

■議題（１）新潟市の上位計画について

質疑・応答

- 山賀会長：ただいまの説明について、ご意見やご質問はありますか。西海委員お願いします。
- 西海委員：第３次新潟市環境基本計画を見ますと、おそらくどこの都市も同じような内容の計画ではないかと考えます。他の都市と比べて特徴的な計画をこれから策定するのかなどについて教えていただければと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：前回の審議会で説明したところですが、国で目指すべき指標は列挙しています。新潟市では、家庭系ごみ量（１人１日あたり）、事業系ごみ排出量、リサイクル率と最終処分量としています。基本的に国の方針に沿った目標を立て、目標を達成するための施策を策定しているところですが、施策についてはかなりの数の取組みをしていると考えています。

後ほど、政令市における基本計画の内容を説明しますので、特徴を見ていただき、皆さまからご意見をいただきたいと思ひます。

- 関谷委員：資料１を見ますと、低炭素社会の創造と循環型社会の創造が、例えるならば２階と３階に分かれているように思ひます。循環型社会と低炭素社会はかなり一致した部分があるかと思ひます。別々に書くことで役割がはっきり分担されているように見えてしまひます。
- 鈴木循環社会推進課長：委員のご指摘のとおり、環境基本計画では低炭素社会の創造を強調しており、一般廃棄物処理基本計画では循環型社会の創造を強調しています。ただし、低炭素社会の創造と循環型社会の創造は二つに分けているわけものではなく、一致しなければいけない考え方であると考えます。これから作る計画では、十分に考えていきます。

■議題（２）現計画の基本的事項について

事務局説明

- 山賀会長：（２）現計画の基本的事項について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：資料２－１をご覧ください。現計画の基本理念、数値目標、基本方針を掲載しています。

（１）ごみ処理の基本理念について、枠囲みに要約を載せています。循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築し、新潟市が持続的に発展するため、市民・事業者・市が一体となって「環境先進都市」の実現に向けた取組みを加速させていくといった基本理念のもと現計画があります。「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を挙げているのが基本理念のくくりになっております。取組みについては後ほど説明いたします。

（２）環境先進都市に向けた数値目標については、皆さまご承知のとおり①家庭系ごみ量（１人１日あたり）、②事業系ごみ排出量、③リサイクル率、④最終処分量の四つの数値目標と、参考指標として廃棄物分野のCO₂排出量を掲げております。平成31年度を最終目標としていますが、実績では最終目標達成は難しいところですが、平成28年度の間目標においては、②事業

系ごみ排出量と④最終処分量の二つは達成したことを報告させていただきます。

(3) ごみ処理の基本方針は、四つ掲げております。

基本方針1は、家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働です。平成20年6月に10種13分別の新ごみ減量制度を始め、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、生ごみの減量など3Rの優先順位に即した取組みを推進していくものです。

基本方針2は、事業系ごみの排出抑制と資源化の推進です。事業者の皆さまに排出事業者の自発的な取組みを促すだけでなく、資源物の搬入規制強化などを積極的に指導して、資源化や排出抑制に努めていくものです。

基本方針3は違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進です。ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策をしながら、さらに一斉清掃、クリーン作戦などを促進し、きれいなまちづくりをしていくものです。きれいなまちづくりの中には、ぼい捨て防止などの周知啓発に努めていかなければいけないということで挙げております。

基本方針4は、収集・処理体制の整備です。今後人口減少でごみ量が減っていく中、最新のリサイクル技術や処理技術も含め、現在ある焼却施設数も考えていかなければならず、安定的かつ効率的なごみ処理をしていかなければいけないということで定めてあります。さらには災害も多くあり、災害により生じた廃棄物を処理する体制づくりも必要となっています。

資料2 参考資料は、政令市における一般廃棄物処理基本計画の基本理念等についてポイントをまとめたものです。表面には、直近5年以内に計画された政令市の計画をまとめました。裏面は、5年以上前に策定された計画をまとめています。直近5年以内に策定された計画で、相模原市、札幌市、さいたま市の長所を説明します。計画期間は相模原市が9年間、札幌市とさいたま市は10年間としています。基本理念等の概要は相模原市、さいたま市ともに、資源循環都市、循環型都市といったワードで基本理念を構築しています。数値目標についてのポイントは、本市が目標としている1人1日あたりのごみ量については相模原市、札幌市ともに掲げておらず、ごみの総排出量を基本目標に掲げているところが特徴です。相模原市は、市民1人1日あたりのごみ量を、サブ指標としています。また、相模原市、札幌市では、サブ指標・モニター指標として食品ロス量について設定しているところが特徴になっています。それぞれの政令市で数値目標の設定は独自色が出ますが、国が定めた方針に基づく目標のほか、独自の目標を設定しているということを紹介いたします。さらに、札幌市の基本方針等重点テーマでは、2Rを推進するためのしくみづくりとし、3Rではなく2Rを推進しています。3Rのうち優先順位が一番低いのがリサイクルであり比較的取組みも進みやすいのですが、2R（リデュース・リユース）に力点を置くのが札幌市の特徴です。政令市の目標設定や基本方針等重点テーマについて、今後の議論の参考にしていただければと思います。

■議題（2）現計画の基本的事項について

質疑・応答

- 山賀会長：現在の計画の基本的事項について、確認の意味合いもあり説明いただきました。他都市の状況もお伝えいただきました。今の説明につきましてご意見やご質問等がありますか。
- 関谷委員：環境先進都市という一つの概念に対してです。新潟市は平成24年度に環境モデル都市の認定を受けています。環境モデル都市と環境先進都市は同じ意味であるのか、一般廃棄物

処理基本計画にある環境先進都市は環境モデル都市とは違うニュアンスで書かれているのかを教えてくださいたいと思います。

- 鈴木循環社会推進課長：環境モデル都市は国の認定制度で、国の制度のもとでつけている名称です。環境先進都市は、廃棄物処理まで枠を広げて幅広い意味の表現で名称をつけているものです。
- 関谷委員：国の認定を受けているということは、2050年までに二酸化炭素排出量を80パーセント削減する目標が厳然としてあるわけで、その中で現在一般廃棄物処理基本計画の位置づけは、非常に根幹に関わるとは思います。国と市ですみ分けが実際にできていますか。
- 長浜環境部長：環境モデル都市は国の認定を受けて、理想の姿に向かって先進的な取り組みを行う都市です。一般廃棄物処理基本計画の基本理念で掲げている「環境先進都市」は、目指すべき姿の都市像という意味で、環境が先進的に整っている姿ということで、微妙なニュアンスの違いという認識です。環境モデル都市として一生懸命に取り組んだ結果、環境先進都市に至るということです。
- 関谷委員：2050年までに二酸化炭素排出量を80パーセント削減する義務はないということですか。
- 長浜環境部長：義務ではないのですが、環境モデル都市として取り組んでいくことです。環境モデル都市のアクションプランがあり、プランの中で様々な施策を頑張っていくという宣言ととらえてください。

■議題（3）現計画における事業の実績について（基本方針1）

事務局説明

- 山賀会長：（3）現計画における事業の実績についてです。事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：[資料2-2](#)をご覧ください。基本方針1から基本方針4について、これまでの取り組み、平成30年度の実績、成果・課題を記載させていただきました。

基本方針1は家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働です。

基本施策1 制度の周知と分別の徹底では個別施策が四つあります。

個別施策1 情報提供の充実については、資源・ごみに関する市民・事業者の皆さまへの広報として、サイチョプレスを年間7回発行しております。ごみ分別アプリについて、市は多様な情報手段でお知らせしていくということで、平成27年にアプリを使った情報発信を始めております。サイチョプレスの発行部数、アプリの累計ダウンロード数は記載のとおりです。成果・課題としては、平成30年度に実施した市民意識調査では、情報入手手段として何を使っていますかという問いに対して、サイチョプレスが18.3パーセント、ごみ分別アプリは2.8パーセントと認知度が低い結果が出ていますので、検討が必要であると考えております。サイチョプレスにつきましては、今年度リニューアルする予定です。

個別施策2 高齢者、単身世帯、転入者などへの対応では、ごみ出し支援事業の実施があります。単身高齢者、障がいを持った方はごみ出しが難しいところがあることから、コミュニティの相互扶助により支援を実施する際には助成金を交付することを全国的にも早めに始めた実績があります。この事業は、市民の皆さまに周知が行き届いているのかといった課題があるところですが、東区と中央区と西区での登録が多い現状です。

個別施策3 雑紙、プラスチック製容器包装の分別推進では、昨年度にごみ組成調査を行ったところ、家庭系燃やすごみの組成割合では紙類が 23.4 パーセント、プラマーク容器包装が 15.2 パーセントでした。現計画を策定した平成 24 年度に比較して、紙類、プラマーク容器包装ともに大きな変化はない現状です。

個別施策4 ごみ分別制度の全市統一に向けた理解の促進では、巻広域地区の分別を変更し、平成 30 年度に全市で統一しました。

基本施策2 意識啓発・環境教育の推進です。

個別施策1 幅広い年齢層への環境教育の充実では、未就学児から小学 4 年生といった各年齢層をターゲットにし、環境教育読本副読本の配布や、園、学校に何う出前講座を実施し、小さい子どもの頃からごみ出しや廃棄物にかかわることを教えていこうということで進めております。

個別施策2 地域における意識啓発・環境教育活動の推進では、リユース食器普及事業を平成 26 年から始めましたが、平成 30 年度で休止しました。リユース食器普及事業につきましては、市も 2R（リデュース・リユース）を進めていきたいことから、助成やスキームも含めて再考していきたいと考えております。

基本施策3 3R・生ごみ減量の推進です。

個別施策1 マイバッグ運動などのリデュースの推進では、マイボトルを推進するため、キャンペーンを実施しました。店舗持参したマイボトルに飲料を提供していただくことでプラスチック容器やペットボトルの削減を目指す取組みです。平成 30 年度はコンビニエンスストアや小売店など 176 店舗にご協力いただきました。マイボトルを持参した場合にスタンプを押し、抽選で景品が当たる仕組みでしたが、一定の効果を得たため、平成 30 年度でキャンペーンは終了しました。なお、マイボトル持参に関するサービスを実施されているコンビニエンスストアや小売店については、引き続き啓発していきたいと考えております。

マイバッグ運動は、新潟県が主体となり県内の市町村が参加し、レジ袋削減運動を実施しております。本市はイオンと協定を結び取組みをしているところですが、引き続き力を注いでいく施策と考えています。佐渡市では条例でレジ袋をもらわないといった位置づけにしておりますので、参考にお知らせいたします。

個別施策2 古布・古着などのリユースの推進についてです。新潟市は古布・古着を拠点回収し、集めたものは再利用（リユース）するため海外に売り払っています。課題としましては、売払先の海外マーケットが縮小している状況であり、売却先・収入の先行きが懸念されます。リサイクル提供事業につきましては、東区の資源再生センターエコープラザに併設してリサイクル施設を設けており、再利用できる家具などを修理し提供する事業も進めているところです。

個別施策3 使用済小型家電等の新たなリサイクルの推進です。市内 52 か所に使用済小型家電の回収拠点を設けており、平成 30 年度の回収量は 2 万 293 キログラムとなりました。回収対象品以外の子機製品が入るなどマナーの悪さがあったほか、回収した小型家電のプラスチック系の素材の処理が中国の輸出規制の関係で苦労している現状です。

個別施策4 生ごみ減量・リサイクルの推進の取組みの一つ目は、生ごみ堆肥化活動の促進です。生ごみ堆肥化機器の購入補助は、コンポスト、EMボカシ容器や電動生ごみ処理機の購入に補助制度を設けています。乾燥生ごみ拠点回収では、家庭で電動生ごみ処理機を使って乾燥させ

た生ごみを回収拠点で集め、市の処理施設で堆肥化しています。段ボールコンポストの普及では市内の人には低価格で販売しています。地域における生ごみ堆肥化への支援では、市内3か所の回収拠点に生ごみを持っていくと、生ごみ処理機で堆肥化し、地域に回すことでループさせるような生ごみの取組みを実施しています。家庭から出る生ごみリサイクルの取組みは、現在行っているだけで四つの方式がありまして、手厚く実施しているのが現状です。

古紙集団資源回収事業につきましては、古紙類を集めた際に奨励金を出して促進しているところですが、古紙につきましては、買い取り価格の変動などがあり、海外の輸出先の影響を受けるケースがあります。

基本施策4 市民・事業者・市の協働した体制づくりについてです。

個別施策1 クリーンにいがた推進員制度の充実です。ごみ集積場で推進員の皆さまからごみ出し指導とごみ集積場の管理などをお願いしています。なお、地域において推進員の活動の内容に差が見受けられるところもあり、推進員の選任が困難になっているところが課題です。

個別施策2 三者協働による推進体制の整備では、環境系の市民団体から講師を派遣し、生ごみ減量のための水切り講座など、生ごみを出す際の意識啓発施策を実施しています。

以上で、基本方針1の説明を終わります。

■議題（3）現計画における事業の実績について（基本方針1）

質疑・応答

- 山賀会長：現計画の基本方針1についての実績、成果・課題を説明していただきました。今の説明に対してご質問、ご意見等がありますか。
- 関谷委員：最初にお伺いしたいのが個別施策1のごみ分別アプリです。アプリで発信しているコンテンツはどのような機能があるかということと、使える年齢層が限られているなかでアプリ化したのはどのような理由か教えてください。
- 鈴木循環社会推進課長：機能についてはカレンダー機能があり、ごみの単語を入れると燃やすごみ、燃やさないごみという検索ができる機能もあります。アラーム機能を設定すると通知してくれるような機能もあります。アプリのターゲットは学生の皆さまです。市内も多くの大学、専門学校があります。市外から転入されてくる学生もいます。アプリの配信を始めた平成27年当初は多くの自治体がアプリを使っていく風潮があり、あくまでターゲットにあわせた情報発信手段の一つとして導入しました。
- 山賀会長：私もアプリを使っていますので、後でご覧いただきたいと思います。大変便利に使っています。
- 西海委員：学生はけっこう使っています。便利だとよく言っています。
- 関谷委員：市民意識調査のごみに関する情報入手手段で、ごみ分別アプリが2.8パーセントという数字は気にしないでいいということですか。
- 西海委員：過去の市民意識調査は高齢者の方を対象にしていたようですね。
- 鈴木循環社会推進課長：その年齢層のアンケートの数字もそれほど高くなかったかと思います。
- 住吉委員：個別施策2のごみ出し支援事業の実施について教えてください。提供団体と利用者のバランスがあると思うのですが、新潟市では利用者が多いにもかかわらず登録が伸び悩んでいる事を詳しく教えてください。

- 塚本廃棄物対策課長：ごみ出し支援事業は当課で実施していますが、都市部は比較的登録数が多い状況です。それ以外の合併市町村の登録が残念ながらあまり多くないです。区役所職員と話をしている中では、市民の皆さまは「ここまでしてやりたくない」という意見があり、この制度に登録していないそうです。つまり、日常生活の中で隣の高齢者のごみ出しを支援しているが、登録団体として市に登録をし、実績報告を出して支援金が振り込まれるということまでしなくてもいいということです。自治会長あてにごみ出し支援制度があることを情報提供しているのですが、自治会の中に残念ながら浸透していなく、制度を伝えきれていないということも考えられます。いずれにしても、ごみ出し支援は福祉の部分もありますので、平成 31 年度におきましては自治会長へのアプローチは当然していますが、コミュニティ協議会や社会福祉協議会などに直接赴いて制度を改めて紹介し、情報として、既にそういった動きがあるのであればご紹介いただいて、制度を直接紹介しようという試みも考えております。しかし、事前に登録して支援する人の名前、支援される方の名前、代表者の振込先など、制度としてお約束でいただかなければいけないという煩わしさもありますので、今後の制度のあり方について考えるべきなのかもしれません。現状としてはそのような形で取り組んでおります。
- 西海委員：たくさんの施策をされているのは前から思っていました。例えば、基本施策 3 の個別施策 2、個別施策 3、個別施策 4 は、地域や自治会・町内会なども含めていろいろ取り組まれていると思います。簡単にいうと民間企業と協働して何かを実施していることは、今回の説明では見えなかったのですが、やはり実施されています。個別施策 2 の古布・古着の回収は市独自でぜひ取り組んでいただきたいのですが、新潟にはハードオフという非常にありがたい事業者があり、市民の皆さまはそちらのほうが普通のルートになっています。ほとんどお金になりませんが、そのようなことを上手に使っているような施策を実際に取り組まれているのか疑問に思いましたので教えてください。
- 塚本廃棄物対策課長：現在、古布・古着の拠点回収は、最終的には業者が引き取り、韓国を経由して東南アジアに流れていっている状態です。使い物にならないものは裁断され他の用途に使われていますし、商品価値があるものは東南アジアで消費されていると聞いております。現在、価格状況は下降気味ですが、一定の収入があることからニーズがあると踏んでおります。よって、古布・古着拠点回収はそれなりに活着しているのではないかと感じております。リサイクル提供事業については、エコプラザの指定管理者に対し、指定管理業務の一環としてリサイクル提供の事業をお願いした制度でございます。粗大ごみとして出すべきものなのか、他の方から使っていただける物なので引き取ってもらうような判断をいただきます。すべての粗大ごみを回収するわけではありませんが、一定の約束事に基づいた粗大は、直接業者が収集し、清掃・修理をした後に、エコプラザにおいて希望者に対し抽選で渡しています。エコプラザの指定管理業務として提供点数 1,285 点と記載していますが、このほかに新田清掃センター、鑑潟クリーンセンターでも同様なリサイクルを行っており、こちらは市が直接運営しています。
- 鈴木循環社会推進課長：廃棄物対策課長から説明しましたが、民間事業者が取り組んでいるという点ですが、市がこの施策を始めたのは結構早かったです。ただし、今になってみると民間事業者の動きが出てきたということです。委員のご指摘のとおり、整理しなければならない時期にきているのではないかと考えております。
- 西海委員：同感です。特に、市民が持っていく窓口が多ければ多いほどいいと思います。そう

なると、現在請け負ってもらっているところでは足りないと思います。

- 西條委員：基本施策3、個別施策3の使用済小型家電などの新たなリサイクルの推進ですが、使用済小型家電回収にはテレビなども対象となりますか。どのような物が回収されるのか、分類がよく分かっていないところがあります。例えば、家に使えない旧型のテレビがあるのですが、ごみとしては出せず家電の回収拠点へ持ち込まなければいけません。拠点が西区にはないとお聞きしてから、数年くらいテレビが置いてあります。ごみ収集カレンダーを見ても、どの分類かよく分からず、「コンビニエンスストアで処理券を買って玄関前に出すものではない」という情報が、市民の皆さまに対して少し不足していると思っています。サイチョプレスも拝見しますが、どのように出したらいいかと疑問に思うところがありました。利用する側の不勉強な部分もありますが、どこの家でも出てくるものをどこに持っていけばいいかということが、もう少し分かりやすくなると良いと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法の対象品目になります。処分する際は手数料を支払っていただき、手続きをしていただくこととなります。なお、小型家電につきましては、市内52か所に回収拠点を設けており、概ね縦15センチメートル、横35センチメートル、奥行20センチメートル以内の大きさの条件を設けております。携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラなどを対象に回収しております。
- 関谷委員：使用済小型家電の回収は、レアメタルとは関係ないのですか。
- 鈴木循環社会推進課長：レアメタルの回収も目的としています。
- 西條委員：テレビは、家電リサイクル法の対象品目ですので、遠くの回収場所まで運ばなければいけないということです。どの品目が回収に来てもらえ、どの品目が自分で持ち込まなければならないのかが、非常に分かりにくいところがあります。同じ家電ですが、例えばサイズによって違うというのがもう少し分かると、不法投棄しないで済むのではないかと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：先ほど説明しました4種類の家電につきましては、家電リサイクル法の対象になりますので、問い合わせいただいた際は手続きをお知らせしています。委員ご指摘のとおり、どのように出していいか分かりにくいということもありますので、ごみ分別百科事典などの印刷物や、ホームページサイト、ごみ分別アプリに品目を入力して検索しますと、分別についてご案内をしています。
- 長浜環境部長：ただいまの委員のご質問ですが、インターネットで調べられたということですが、一般的にどのように調べれば出し方が分かるのかというご質問でしょうか。
- 西條委員：洗濯機のように新しいものを買う場合、量販店に前に使っていたものを引き取ってもらえるので心配なくていいのですが、テレビのように、昔から使っていてどこで買ったか分からなくなってしまい、家電リサイクル法という言葉は分かっているから、これはごみ集積場に出してはだめだということは分かります。調べると、1万円くらい払って取りに来てもらうか、もしくは中央区の美咲合同庁舎付近の事業者を持ち込む場所があることまでは分かったのですが、そこに積んで持っていくということがなかなかできていません。家電もたくさんありますので、アプリを見ると電話番号の情報があると良いと思います。これはあくまで使っている側、使用者の勉強不足というところもあるのですが、ごみ収集カレンダーに、大型の家電製品は別のところに相談してくださいとお知らせがあると道路端やバイパス脇などある不法投

棄が少し減るような気がします。

- 長浜環境部長：使用済小型家電の回収ボックスは、市役所本館の警備員室前の出入口に設置していますので、是非ご確認ください。
- 山賀会長：委員のご意見は、個別施策1の情報提供の充実に関わる事項と思いますので、計画の中に取り入れていただければと思います。
- 井下田委員：学べば学ぶほど、市民と市との乖離というものがすごく気になります。例えば、3R運動は基本的なものだとは思いますが、アンケートで3R運動を知っていますかと聞いたとき、知らないという方が多くいた結果が出ています。古布・古着の拠点回収については、私も存じ上げず、回収拠点があることを初めて知ることが多く、市民と市との乖離をどのように解消していくのが重要であると思います。市民の勉強不足があるかもしれないですが、もう少し考えていかなければならないのではないかと思います。乖離があることを考えないと、3Rを推進できないのではないかと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：委員ご指摘のとおり、分からないことに対する情報発信は情報発信でないと考えていますので、十分に留意して取り組んでいきます。ただ、現在様々なものを実施しすぎというのは、委員の皆さまも感じていると思います。委員のご指摘は、どのようなところに力点を置いていくのかといったご意見、アドバイスと感じております。引き続き、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。
- 鈴木委員：個別施策3 使用済小型家電のリサイクルの推進の回収量ですが、平成29年度が1万3,589キログラム、平成30年度が2万239キログラムで、伸び率が150パーセントくらいになっています。回収量が急激に伸びた理由は何でしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：中国のプラスチック輸入禁止等の影響から民間による回収が、かなり少なくなったことで、市が設置している使用済小型家電の回収ボックスに出されるようになったのが要因と考えています。
- 鈴木委員：今までは不用品回収の車が回っていたものが、車がなくなったので持っていくところがなくなってきた可能性が高いということでしょうか。高く売れるものほど少なくなって、費用がかかるものほど増えてしまうということですね。
- 鈴木循環社会推進課長：回収業者も出し先がなくなったことから、不用品回収業者の回収量が減ってきたと考えています。
- 住吉委員：一つは、基本施策3のマイバッグ運動についてですが、この実績は参画店舗数だと思います。マイバッグ運動の数値目標といますか、この運動の推進をどのようにしていけば、より成果があると考えているのかというのは店舗数だということでもいいのか、数値目標とどう照らし合わせるかということが一点。また、成果・課題をみますと、事業者の協力が不可欠で、事業者のレジ袋有料化による影響があると思うのですが、その一方で、私の周囲の高齢者、女性はレジ袋がないと困ることがあり、マイバッグを持つ一方でレジ袋をもらうこともあるので、どこを目標値として取り組んでいくのかというところがあります。目標値があるのかと、事業者に参画を促す取組みをしているかをお聞かせください。
- 鈴木循環社会推進課長：ご質問の一つ目の目標値についてですが、資料に記載の参画店舗数は、マイボトルキャンペーンの応募件数と参画店舗数ですので、マイバッグ運動については目標値がありません。運動の目標設定が難しいため、マイボトルキャンペーンの実績のみ記載してい

ます。マイバッグ運動につきましては、先ほど説明しましたとおり、新潟県が主体となり市町村が参画しているところですが、実施目標などは緩い状況です。国が今後策定するプラスチック資源循環戦略には、例えば 2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25 パーセント排出抑制する数字が出ていますが、比較の基準年を設けていない状況です。プラスチックをすべてなくすことが良いことなのかという議論もありますので、この機会に考えていくべきと思います。現在、新潟県のレジ袋削減運動は、このようなことが大事だという周知啓発のために実施している状況です。

- 井下田委員：レジ袋の件ですが、消費者協会で、買い物される方がどのようにしているのかスーパー等で調べることがありました。その話では、マイバッグなどの袋を持っていくが、レジ袋ももらってくるそうです。理由としては、プラマーク容器包装をごみ集積場に出すときに使わなければならない、レジ袋をもらわなければならない結局袋を買ってこなければならないとのことでした。つまり、レジ袋は現在のごみの出し方では、削減できないのではないかという話が出たのです。プラマーク容器包装の出し方を、もう一度考えないと、ごみは減らないと思いました。
- 鈴木循環社会推進課長：現在、報道などでレジ袋がクローズアップされています。委員の皆さまもご承知のとおり、今回は海洋ごみから始まっている背景もあります。そもそも、投棄することが悪いのではないかということも背景にあります。現在、事務局としてはレジ袋を 100 パーセント辞めようということではありません。先ほど説明しましたように、審議会でご審議いただければと思います。
- 西海委員：レジ袋に関連し、アジアではまだかなりプラスチックの袋を使っていますが、ヨーロッパはほとんど紙袋です。日本のようなパッケージもせず、量り売りなどをしているそうですが、ヨーロッパではどのようにプラスチックごみを捨てているのでしょうか。プラスチックの袋には入れないと考えております。実際に拝見していないので存じ上げないのですが、ごみを入れる容器を設置してあって、そこに直接入れるような形で、マイバックのようなものに入れて運び、そこからあけるということもしていると思います。海洋ごみ、マイクロプラスチックが問題になっています。日本人は一番魚を食べますので、私たちもかなり影響されているのです。私は、この分野にいますからよく知っていますが、現在の国の政策でもプラスチックの問題が中心になっていますので、それに倣うか倣わないかは別にして、少し見ておかないと後でしっぺ返しを食らうのではないかと思います。

■議題（3）現計画における事業の実績について（基本方針2）

事務局説明

- 山賀会長：基本方針2について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進、基本施策1 制度の周知徹底、個別施策1 制度の分かりやすい周知方法の検討についてです。現在、事業系ごみ量については微増、家庭系ごみは微減の現状です。事業者がごみを出すときのガイドラインを平成26年度に作成しました。

個別施策2 排出事業者の訪問指導の強化では、大規模建築物（排出事業者）には、職員が訪問指導をしております。平成30年度は71事業所を訪問しました。

基本施策2 排出事業者のごみ減量への動機付、個別施策1 優良事業者を評価する環境の

整備では、3R優良事業者認定制度を設けました。トップカンパニーとパートナーカンパニーの認定区分で、事業者を認定することによって、事業者のイメージアップを図ってもらい、3Rを進めていただければという取組みをしています。

個別施策2 分別及び資源化の促進に向けた誘導につきましては、事業系ごみが市の処理施設に持ち込まれた際に、展開検査をし、適正に出されているか、資源化できるものはないかといった検査を実施しています。

個別施策3 食品リサイクルシステムの構築では、市内の小中学校、幼稚園、特別支援学校の給食残渣を堆肥化・飼料化の二本立てで取り組んでいます。飼料化が79トン、堆肥化が389トンで食品リサイクルについても力を入れています。

基本施策4 産業廃棄物の混入防止、個別施策1 産業廃棄物の搬入規制の強化では、食料品製造業者への立入検査を実施し、さらには新田清掃センター破砕施設で展開検査を実施し、産業廃棄物の混入がないかの規制を強化しています。結果として、新田清掃センターに搬入された不燃ごみ中の廃プラスチック等の産業廃棄物の混入率が大幅に減少しました。

■議題（3）現計画における事業の実績について（基本方針2）

質疑・応答

- 山賀会長：基本方針2の事業系ごみと資源化の促進について説明がありましたが、ご質問やご意見等がありますか。
- 西海委員：事業系ごみは、いろいろな種類があるとは思いますが、どのようなものがメインになるのでしょうか。それによってターゲットが変わってくると思います。例えば、機械系のようなものは、事業系ごみには出ていないと思いますが、食料品もしくは小売業も含めた食料品製造会社と、飲食店、小売店などから出る廃棄物だけではないような気がするのですが、教えてくださいませんか。
- 塚本廃棄物対策課長：一般的に産業廃棄物と一般廃棄物に分けられ、ここで説明しているのは事業系一般廃棄物です。家庭系と同じように燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源となるものが、基本方針2の制度としての取組みになります。
- 西海委員：個別施策1・2・3は、基本的には一般廃棄物と理解していいのでしょうか。
- 塚本廃棄物対策課長：委員のご発言のとおりです。
- 西海委員：事業者から出る一般廃棄物は多岐多様だと思います。基本施策1の個別施策2になると思いますが、訪問指導数が71事業所、事業用大規模建築物の規模が分からないのですが、新潟市内には多くの事業者があります。桁がかなり違うと思うのですが、特にこのようなごみは飲食店が多いというイメージがあるのですが、なかなか忙しいということもあり、指導が難しいと思います。訪問指導の状況について、実際の大変さなどを教えてください。

また、個別施策3の学校給食残さの飼料化・堆肥化ですが、私は十数年前ですが、エコフィードの関係で長岡などの幾つかのNPOと一生懸命やっていました。飼料化するためには乾燥させないといけないなど面倒なので、この取組みは市が独自で実施しているのか、NPOなどに委託しているのかの2点について教えてください。

- 塚本廃棄物対策課長：訪問指導についてですが、大規模建築物は面積が概ね3,000平方メートル以上の事業者を対象にしています。委員のご指摘のとおり、スーパーマーケットや食料品を

取扱っている事業者もちろん訪問指導を行いますし、市民会館などの大きな市の施設も対象です。4年に1回の間隔で訪問指導をしています。事業系ごみに関する新しいガイドラインを作成して実際に事業所を訪問し、集積場を直接目で見て、きちんと分別されているのか、リサイクルすべきものがごみ扱いになっていないかを見ながら、特に古紙類の部分が多いのですが、個別に指導して、改善を促す取組みをしています。

- 鈴木循環社会推進課長：学校給食残渣の件ですが、飼料化については市内の養豚業者に持ち込んでいます。
- 山賀会長：他にご質問、ご意見はありますか。
- 鈴木委員：個別施策3で食品リサイクルシステムの構築とありますが、新潟市総合計画に、「目指す都市像Ⅱ 田園と都市が織りなす環境健康都市」として、政策⑥・施策20に田園環境を活かしたバイオマス資源の利活用により、循環型社会を構築するとありますが、総合計画の記載と基本計画の食品リサイクルの構築は何か関わりがあるでしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：市では廃棄物分野のみではなくて、農業分野とバイオマス利活用の考え方で計画も策定しています。廃棄物分野で実施しているバイオマス利活用が給食残渣の飼料化・堆肥化、家庭系ごみでは堆肥化している状況です。
- 長浜環境部長：もみ殻を活用する動きもあります。灯油に換えて、もみ殻をハウスのボイラーの燃料として使う実証実験をしました。ボイラーとしては有能で、石油、灯油や重油の値段が今後高くなるような状況であれば十分に元が取れるのですが、今の状況では経済的な面でまだ苦しいところです。性能は十分ですが、拡大できる状況にないため、実証実験を終了した状況があります。ただし、もみ殻については、農業者から何とか処理できないかというご意見もありますので、廃棄物分野と農業分野で検討していきたいとは思っていますが、具体的などころには至っていません。
- 鈴木委員：もみ殻は、現在ごみとして出ているのですか。
- 長浜環境部長：そのとおりです。また、もみ殻は田にすき込んだり、下水管を埋める際の資材として使うことが多いと聞いています。
- 山賀会長：ほかにご質問はありますか。
- 石本委員：基本施策2 排出事業者のごみ減量への動機付けの中の個別施策1 優良事業者を評価する環境の整備についてです。大規模事業者を中心に認定されているという説明でした。おそらく、大規模事業者は元々ISO14001などの環境施策に取り組んでいますので、3R優良事業者認定制度はおまけ程度の意味しかないと思っています。本当に、中小企業などに広めていくのであれば、もう少しメリットがないといけないのではないかと思います。登録して、それで終わり、一応情報発信もしますというくらいの位置づけと思い、このような仕組みは3R優良事業者認定制度に限らず、いろいろな仕組みが行政の各部署で実施されているのではないかと思います。できれば、横串を刺す形で、例えば3Rなどいろいろな社会貢献の取組みをしている事業者は、入札などで評価される仕組みを取り入れることにより、大規模事業者以外にも浸透しやすくなると思います。新潟市もこれから実施されると思いますが、SDGs（持続可能な開発目標）の取組みを進めていくのであれば、環境や社会的な配慮、社会的弱者への支援などいろいろな横串を刺したうえでの評価制度を作ることによって、様々な仕組みを統合したうえで優良な事業者を評価していくという仕組みがあつていいのかと感じました。もし、

中小企業を対象にするのであれば、そのような仕組みのほうがよりメリットがあるのではないかという話です。おそらく、横浜市やさいたま市では取り組まれていると思います。

- 鈴木循環社会推進課長：委員のご指摘のとおりで、認定による企業のインセンティブが働かないのが現状です。入札の資格要件のところへの配慮という声も実際のところいただいています。これは市役所全体、庁内全体の課題ですので、改めて検討しなければいけないところがあります。また、SDGs の関係をこれから民間の目標値で取り組んでいく中で、改めて資格要件などの動きが出ることもあり得ますので、注視していきます。

■議題（3）現計画における事業の実績について（基本方針3）

事務局説明

- 山賀会長：基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進についてです。基本施策1 ごみ集積場における違反ごみ対策としてクリーンにいがた推進員育成事業です。推進員 5,722 人から登録していただき、ごみ集積場を見て、指導していただいているところです。次に、清掃事務所職員による早朝巡視も行っており、巡回やクリーンにいがた推進員等と連携することで違反ごみが少なくなった、解消したといった成果が出ています。また、大学・専門学校での説明会として新入学生を対象に毎年4月にごみの出し方やマナーを説明する機会を設けています。

基本施策2 ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締りでは、ごみ集積場に持ち去り禁止看板を設置するとともに、基本施策1で説明しました清掃事務所職員による定期パトロールを実施するところで、周知及び取締りをしているところです。成果として、持ち去り行為が減少しています。

基本施策3 地域と連携した美化活動・ぼい捨て等防止活動の推進では地域一斉清掃やボランティア清掃などを定期的実施しています。平成30年度見込みとしまして15万8,070人が参加となります。また、ぼい捨て等行為の指導としまして、新潟駅周辺、万代地区、古町地区などぼい捨て禁止の重点区域になっている地区を指導員が巡視をしています。過料としまして63件となっています。クリーン作戦の関係では、まちなかや海岸の清掃活動にも取り組んでおり、参加人数、回収したごみ量は資料に記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

■議題（3）現計画における事業の実績について（基本方針3）

質疑・応答

- 山賀会長：基本方針3について、ご質問やご意見はありますか。
- 井下田委員：クリーンにいがた推進員は、自治会を組織しているところからだけ選出されているのでしょうか。
- 塚本廃棄物対策課長：自治会に推薦の依頼をしておりますので、自治会から1名、もしくは必要に応じた人数を推薦いただいております。ただし、全ての自治会ではありません。
- 井下田委員：自治会を組織しない地域も、最近は増えていると思うのですが、そういう場合に

はどのようにお考えになっているのでしょうか。

- 塚本廃棄物対策課長：自治会を組織しないというのは、例えば集合住宅などの場合でしょうか。
- 井下田委員：最近、一般の集合住宅で自治会を組織しない地域もあるというお話を聞きます。
- 塚本廃棄物対策課長：新しく宅地造成などをされた場合の例を聞きますと、宅地造成を主体的に行う事業者が、自治会を組織したほうが良いという声かけをし、周辺の隣接する自治会長さんなどと相談しながら、なるべく自治会を組織していくという方針と聞いています。よって、集合住宅ではなく、面的な宅地造成した地域で、自治会の組織がないということは、私自身は理解していません。しかし、地域の集積場の管理も、自治会の仕事の一つとしてお願いしたいことです。管理となりますと、自治会は補助制度があるとはいえ、3分の1程度の負担が生じます。集積場の管理も含めた環境美化をお願いする関係上、どうしてもお願いするのは、自治会・町内会という構図で進めております。クリーンにいがた推進員が選出されていない自治会があると説明したことについて誤解を招くと申し訳ありませんので、補足説明いたします。高齢化により、選出できないというイレギュラーな話ではありますが、すべての自治会からクリーンにいがた推進員が選出されているのかと云われますと、実は100パーセントではないという実態はありますが、大半の自治会からはご推薦いただいています。
- 山賀会長：他にご質問やご意見等ありますか。
- 石本委員：基本方針1から資料を見ていましたが、外国人の方への配慮に関する話が一切出て来ないところが若干気になります。おそらく、今後、外国から来た方で、長く住み続けられる方が結構いらっしゃるのではないかと思います。例えば、上越では、医療機関等で日本語が分からないと適切に措置ができないということで、上越市の国際交流協会などが医療機関と連携し、アナウンスするパンフレットを作成する話も出ています。ごみに関しても、基本的には同じ方向と考えます。外国人の方への情報提供が適切にできれば、ごみの分別ができるようになり、違反ごみ対策にも繋がっていくと思いますので、外国人の方への対応について、何か考えていらっしゃる事があれば、教えてください。
- 鈴木循環社会推進課長：紙媒体では、英語、ハングル語、中国語、ロシア語のごみの分け方・出し方を作成し、ご案内できるようにしています。今後、市の国際交流協会と連携しながら、ごみアプリの多言語化による情報発信を含め、必要に応じた体制で取り組んでいきたいと思っております。

■議題（3）現計画における事業の実績について（基本方針4）

事務局説明

- 山賀会長：基本方針4 収集・処理体制の整備について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：基本方針4 収集・処理体制の整備についてです。なお、基本施策2及び3につきましては、後ほどご説明させていただきます。基本施策1 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築についてです。成果・課題の二つ目としても挙げていますのが高齢化に伴うごみの分別と排出困難者が増えている現状ということです。三つ目としては、燃やすごみの収集回数です。皆さまご承知のとおり、新潟市の家庭系燃やすごみは週3回収集です。後ほど説明いたしますが、他政令市と比較しても収集回数が多いという状況は、ここで認識いただければと思います。

基本施策4 大規模災害に備えた事前の体制整備では、平成28年に災害廃棄物処理計画を策定しました。近年は、災害が多発している状況の中で、万が一災害が起きたときのための事前準備として、計画を作り対応を決めております。西日本豪雨災害が発生した際には、職員を派遣し支援をしました。また、現場でのノウハウを積みながら、計画の実効性をさらに高めるために、引き続き進めている現状です。

■議題（3）現計画における事業の実績について（基本方針4）

質疑・応答

- 山賀会長：基本施策2及び3は後ほど説明とのことですが、今ご説明いただいた部分につきまして、ご質問やご意見はありますか。
- 西條委員：高齢化に伴って、ごみの分別と排出困難者が増えつつあるという説明がありました。これに対応するため、基本方針1の説明にありました「ごみ出し支援事業」に、団体と利用者登録をして支援する仕組みがありますが、一人暮らしの高齢者の方には、どのようにして事業があることをお知らせしているのでしょうか。最近では、回覧板も高齢者の方には回ってこない、もしくは飛ばされてしまうということも聞いたことがあります。大変気になりましたので、具体的なお知らせ方法について教えていただければと思います。
- 塚本廃棄物対策課長：ごみ出し支援事業について説明させていただきます。今ほどお話しいただいた、高齢化に伴うごみの分別と排出困難者が増えつつあるということは、社会情勢的に本市に限らず国全体で言えることです。このような状況の中で、新潟市のごみ出し支援事業の啓発、周知方法についてのご質問ですが、基本的には自治会などを通じ「制度がありますので利用しませんか」という形で投げかけをしています。それを受けて、支援が必要、このお宅を助けてあげたほうがいいという地域の方の主体的な発想により、申請をいただいて支援しています。よって、何歳以上でなければ対象にならないという条件を設けていません。地域の支援が必要だという方をご支援いただくような取組みとしてご紹介しています。ご質問にありました支援してほしい方に情報が届いているのかということになりますと、サイチョypressなどでごみ出し支援などを紹介していますが、先に踏み込んでその情報が届いているのかということ、私も1年間通じて見ていましたが、満足いくような状況でなく一つの課題と認識しています。

社会福祉協議会や民生委員などと情報共有し、制度の紹介などをもう少し深掘りして進めることで、今まで支援が広がらなかった地域にアプローチしなければいけないと考えております。

- 西條委員：私の父も高齢者の一人暮らしです。ごみ捨ては困難になってきていますが、ごみ出し支援の登録制度を知らず利用していません。しかし、月に一回民生委員の方がヤクルトを持ってきてくださいます。私は地域のことを一番分かっているのは民生委員の方だと思います。自分で分別しにくい人、または分別して家の中でごみ袋を作れるが、ごみ集積場に持っていくことが難儀という人がおそらく多いと思いますが、民生委員という優れたネットワークがありますから、このネットワークをもう少し活かし民生委員の声かけのような横断的な仕組みがあったらと思います。
- 塚本廃棄物対策課長：参考にさせていただきます。

■議題（4）現計画における課題と社会情勢について

事務局説明

- 山賀会長：今までの説明をポイントを絞って説明いただきます。議題（４）現計画における課題と社会情勢について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：資料 2 - 3 現計画における課題と社会情勢をご覧ください。（１）実績と課題として、新潟市の現計画では四つの数値目標をと一つの参考指標を掲げていることをご承知ください。枠囲みで記載していますとおり、廃棄物分野の CO2 排出量以外の目標では、平成 31 年度の最終目標の数値達成が厳しい現状です。新計画では、現在の数値目標のままでいいのかを含めて、ご意見をいただきたいと思ひます。

①本市のごみ排出量ですが、表【参考】政令市における 1 人 1 日あたりのごみ量（平成 29 年度）をご覧ください。本市は、平成 29 年度実績で政令市の中で 16 位でした。平成 28 年度も同じく 16 位でした。ごみ量が少ない市でいきますと 1 位が川崎市です。川崎市は平成 28 年度は 4 位でしたが、1 位であった広島市と入れ替わった実績です。また、家庭系燃やすごみ組成調査の結果では、生ごみが約 4 割、紙類が約 2 割と多くを占めていて、この分別を徹底していくことが一つの目標といったところです。また、ごみ処理施設への自己搬入が増えていること、燃やすごみの収集回数が他の政令市と比較して多いことがあります。20 政令市の中で、週 3 回燃やすごみを収集しているのは新潟市のみです。大半が週 2 回です。新潟県では、収集回数は週 3 回という市町村が多い県である状況です。

事業系ごみの減量については、展開検査を実施しながら、排出事業者の意識向上を図る、制度づくりを進めていきたいと思ひております。

右の表は、実施している事業を 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に分類して記載しました。リサイクルに関連する事業が多い現状です。

② 2 R（リデュース・リユース）の取組みの促進では、リサイクルも大事ですが、3 R の順番でいきますと、リデュース、リユースをまず取組むところが必要といった課題のもと、新計画を策定していかなければなりません。リデュース、リユースは、市民の皆さまの意識というところがありますので、どのように広めていくかが課題と考えています。

③さらなる生ごみの減量の取組みですが、家庭系燃やすごみの約 4 割を占めるのがある生ごみです。食品ロス削減は、国も注力しているところですので、本市の取組みにも入れていく必要があると考えております。

④処理方法の検討については、これまでに様々なリサイクルの取組みを説明しましたが、リサイクル費用の増加により、本市が持ち出す金額もかなり増えてきていますので、整理する時期かと思ひます。ご意見をいただければと思ひます。

（２）①食品ロスの削減については、ごみの組成調査、家庭系燃やすごみの約 16 パーセント、事業系可燃ごみの約 22 パーセントが食品ロスという結果でした。全国でも食品ロスの実情を調べている事例がないため、比較が難しい現状です。食品ロスの削減の取組みについては計画に反映させます。本市のこれまでの取組みとして、宴会での食品ロスを減らす取組みとして「20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動」を昨年 12 月から始めました。時期に合わせて、食品ロス削減の啓発をしたところです。

食品ロス削減に関する動きでは、国は 2030 年度までに食品ロス量を 2000 年度の半減にすることを掲げているので、国の目標も参考にしながら、市独自の目標設定をしていきたいと思ひます。

います。

②プラスチック資源循環戦略については、プラスチックごみ削減も視野に入れ、計画づくりをしていかなければなりません。

③超高齢化社会への対応としては、ごみ出し支援事業を含めた対策をあわせて考えていかなければいけないところです。これまでの説明のポイントをまとめました。

以上で、説明を終わります。

■議題（４）現計画における課題と社会情勢について

質疑・応答

- 山賀会長：今後の審議において、ポイントとなる点を含めて説明がありました。ご意見やご質問はありますか。
- 住吉委員：家庭系燃やすごみの収集を週３回から週２回に変更した場合ですが、政令市では収集回数が週２回が多く、新潟県内では週３回が多いとの説明でしたが、もしも週２回収集になった場合のデメリットとしては実際に週２回になった場合は大変で、周りの反響は大きいと思いますが、週２回になることによるメリットを教えてください。
- 塚本廃棄物対策課長：一番分かりやすいところで、週３回から週２回になれば収集経費が削減されます。
- 住吉委員：収集回数を変更することは、目標達成に関しどのような関係性がありますか。
- 長浜環境部長：最近、政令市で収集回数を週３回から週２回に変えたのが、相模原市と川崎市など３都市ほどあります。その都市の状況では、ごみ量そのものが減るという効果が出ています。週２回しか出せないの、ご家庭でごみを出さないように気をつけるということだと思います。全体として、ごみ量が減っていることが見られます。今ほど、収集に関する費用が削減されると説明しましたが、収集費用が浮く分で、例えば高齢者への対応、プラスチックへの対応などの新たな課題に取り組む予算が生まれることがあると思います。
- 住吉委員：収集回数が週２回になった場合、１回減った分のごみの減量効果と、どのくらいの割合で減っているのか、政令市の人口などによってかなり差があると思いますが、資料などがあると非常に考えやすいと思いました。
- 鈴木循環社会推進課長：資料につきましては、用意できましたら、次回の審議会で配付いたします。補足説明ですが、川崎市では以前は週５回収集でしたが、１回ずつ減らしてきた経緯があります。回数を減らした際、市民の皆さまからの意見などはなかったかと聞いたところ、収集回数を減らすのにあわせて分別区分を増やしたとお聞きしました。燃やすごみの回数は減らして分別を推進する、燃やすごみから資源ごみを取り出すことを進めながら、収集回数を減らしたということでしたので、参考としてお伝えします。
- 山賀会長：収集車から排出されるCO₂が減るということもありますが、一方で施設への自己搬入が増えたときに、その差も発生するということが気になりました。
- 井下田委員：燃やすごみが週３回から週２回になる場合、収集業者への費用も減るのですか。
- 鈴木循環社会推進課長：収集委託料が週３回から週２回に減れば、ごみ集積場１か所ごとの回数も週３回から週２回に減りますので、減ることになると思います。
- 井下田委員：業者は、やはり大変になってきますよね。

- 鈴木循環社会推進課長：週3回から週2回に変更するという前提の話ではありません。全国的な収集回数の紹介をさせていただいたところです。委員ご指摘のとおり大変になるかとは思いますが。
- 山賀会長：計画策定の中で、今後どのようにするかですね。
- 鈴木循環社会推進課長：ご指摘のとおりです。
- 西海委員：資料2-3(1)①本市のごみ排出量に、政令市の1人1日あたりのごみ量がありますが、新潟市は他の政令市と比較し、ごみ量はかなり多いことは以前にも見たのですが、京都市や広島市では生活系が少なく事業系が多いパターン、他の政令市では生活系が多くて事業系が少ないというパターンですが、市ではこれは分別、収集方法が違っていると理解しているのか、それとも各政令市独自の特別な事情があるのでしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：次回の審議会で資料を提供させていただきます。ご承知のとおり、新潟市はごみ集積場回収ですが、名古屋市は戸別収集で、軒先にごみをそれぞれ出し、回収するという都市もありますので、回収方式が違うということも紹介させていただきます。
- 西海委員：京都市や広島市のように生活系の1人1日あたりのごみ量を400グラムにすることは、新潟市では不可能であると思います。
- 鈴木循環社会推進課長：関西地方の都市では、マンションから出るごみを事業系として収集することがあると聞いています。マンション管理主体が、事業系ごみとして排出するそうです。このことで、事業系ごみが多い傾向があるようですので、紹介させていただきます。

■議題（5）一般廃棄物処理施設（焼却施設）のあり方について 事務局説明

- 山賀会長：議題（5）一般廃棄物処理施設（焼却施設）のあり方について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：資料3をご覧ください。先ほど説明しました基本方針4、個別施策2及び個別施策3とも関連がありますので、一括で説明いたします。これからの説明は、施設整備などハード面の話になりますが、これから作り上げます一般廃棄物処理基本計画の基本方針に関連しますので、情報提供させていただきます。

一般廃棄物処理施設（焼却施設）のあり方、1. 経緯・現状、（1）施設統合の関連ですが、平成17年の市町村合併により、ごみの焼却施設は合併時は6施設ありましたが、現在は整理統合し4施設となっています。豊栄環境センターは、北区豊栄地区にある施設で、聖籠町と一緒にごみ処理をしています。豊栄環境センターは一部事務組合を組織していて、これを含め現在の4施設となっています。表では稼働を開始した年度、基幹改良工事や更新をした時期、発電能力など、稼働年数を記載しています。

（2）処理量、処理経費、余熱利用の状況では、新田清掃センター、亀田清掃センター、鎧漕クリーンセンター、豊栄環境センターの4施設につきまして記載しています。処理量については新田清掃センターが8万8,000トン、亀田清掃センターが10万トン強です。また、3か年平均の処理経費については、新田清掃センター及び亀田清掃センターが7億円強、鎧漕クリーンセンター約7億6,000万円となっています。鎧漕クリーンセンターは、処理量は少ないですが、焼却方式が熔融炉方式の関係で、燃料費がかかるため経費がかかっているところです。

余熱利用では、ごみを単に燃やすという施設ではなく、発電や売電をしています。さらに余熱利用施設で、新田清掃センターは「アクアパークにいがた」の温水プールも含めた施設が、亀田清掃センターは「田舟の里」の温水施設に利用しています。

2. 現状と課題、(1) 人口とごみ量の推移です。焼却施設の今後の課題も含めてになりますが、人口が減ればごみ量も減ってきます。資料に記載のとおり 10 年後のごみ量推計をしますと、現状よりも約 4 パーセント減り、2029 年度には 21 万 5,000 トン程度になると見込まれます。

また、焼却施設は耐用年数を考慮しなければなりません。一般的には、建設してから 20 年から 25 年は稼働します。多くは 25 年程度となっていますので、グラフを赤線囲みしました。現在の稼働年数は亀田清掃センターが約 22 年、鎧瀧クリーンセンターが約 17 年、豊栄環境センターは約 38 年です。将来的にごみ量は減少する推計です。亀田清掃センター、鎧瀧クリーンセンター、豊栄環境センターも稼働年数を数えると今後施設の更新をしなければならないことも考えられる中で、6 施設から 4 施設に減らした際のように、さらなる統廃合や、安定的かつ効率的な処理体制を考え、あり方を検討していただきたいと思います。

なお、今後の審議の参考としまして、3. 焼却施設の今後のあり方について、本市と人口が同程度の政令市の量及び処理施設の数も表にさせていただきました。焼却施設の安定かつ効率的なあり方について議論いただければと思います。

■議題(5) 一般廃棄物処理施設(焼却施設)のあり方について

質疑・応答

- 山賀会長：ただいまの説明につきましてご質問、ご意見はありますでしょうか。

<意見等なし>

3. その他

- 山賀会長：以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。それでは事務局より連絡事項につきまして、説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：2 点ご連絡させていただきます。前回 3 月の審議会で諮問しましたとおり、審議していただくテーマが三つあります。一般廃棄物処理基本計画の検討、施設にごみを自己搬入する際の手数料、そして、指定袋での処理手数料の用途の方向性と多岐でボリュームがあります。ごみ処理手数料の用途の方向性については、別途小委員会を設けさせていただくことを報告させていただきました。山賀会長と相談させていただき、清掃審議会 15 名の委員の中からご本人承諾のうえ、小委員会の委員を選定させていただき、8 名の小委員を設けさせていただいております。山賀会長に委員長、中澤副会長に副委員長に就任いただき、さらに 6 名の委員で構成したいと思います。お諮りいたします。
- 山賀会長：皆さま、お手元に小委員会名簿が配付されましたが、このメンバーで検討を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<意見等なし>

- 山賀会長：ありがとうございます。それでは、引き続き、事務局より説明をお願いします。

- 鈴木循環社会推進課長：次に照会票です。本日の審議会のほかにご意見等ありましたら記入していただき、事務局に提出いただければと思います。

　　次回の審議会は、5月21日午後2時から開催いたします。ご多忙と存じますが、よろしくお願ひします。後ほど、事務局から確認させていただきます。

　　本日さまざまに情報提供させていただきまして、ご確認いただいたうえで基本理念や基本方針を事務局から提案いたしますので、さらに委員の皆さまから審議いただきたいと思ひます。

　　事務局からは以上です。

- 山賀会長：今の説明に質問等ありますでしょうか。

<意見等なし>

- 山賀会長：皆さまご出席をよろしくお願ひいたします。これをもちまして、審議を終了いたします。